

誓 約 書

申請者は、洲本市補助金等交付規則第3条の規定により新設小児科等医療機関運営支援事業補助金の交付を申請するに当たり、以下の項目について、誓約いたします。

なお、この誓約に偽りがあり、又はこの誓約を遵守しないことがあった場合に、同規則第17条の規定により当該補助金の交付の決定を取り消され、同規則第18条の規定による当該補助金の返還及び同規則第19条の規定による延滞金の納付を命じられても一切の異議を申し立てず、直ちに補助金を返還し、及び延滞金を納付いたします。

（誓約事項）

- 1 洲本市補助金等交付規則及び洲本市新設小児科等医療機関運営支援補助金交付要綱その他関係法令の規定を遵守すること。
- 2 小児科等医療機関を開設した日から起算して10年を経過する日までの間、継続して次に掲げる要件を備えること。
 - (1) 当該小児科等医療機関において小児科の医業が行われること。
 - (2) 当該小児科等医療機関に5年以上の臨床経験を有する小児科医を置くこと。
 - (3) 一般社団法人洲本市医師会に加入すること。
 - (4) 洲本市との有機的な連携を図り、洲本市の保健、医療又は福祉に関する施策の実施に積極的に協力すること。
- 3 新設小児科等医療機関運営支援補助金の算定の基礎となった補助対象経費について、他の補助金等の交付を受けておらず、今後も受けないこと。
- 4 申請者の役員等（洲本市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱第2条第5号に規定する役員等をいう。）が洲本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 5 個人情報情報を洲本市に提供する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に適合していること。

年 月 日

洲本市長 様

申請者 住所 _____

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名 _____ ⑩

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）